アプリ利用及び機器レンタル申込規約

このアプリ利用及び機器レンタル申込規約（以下「本規約」といいます。）は、nat 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリケーション「Scanat」（以下「本アプリ」といいます。）、本アプリの WEB 版、当社の WEB サイト、本アプリの管理用マイページ、本アプリの学習コンテンツ等の本アプリに付随するサービス（以下「本サービス」といい、「本アプリ」と合わせて「本アプリ等」といいます。）及び本アプリが既にインストールされている iPhone や iPad 等の機器及び付属品一式（以下「レンタル機器」といいます。）の貸与に関する条件を、本アプリ等の利用を申込されるお客様（以下「契約者」といいます。）と当社の間で定めるものです。契約者は、本アプリ等の利用を申込みすることにより、本規約に同意したものとみなされます。

第1条　（申込み）

1　契約者は、本規約及びプライバシーポリシーに同意の上、当社が指定する WEB 申込フォーム上から本アプリ等の利用をお申込みいただくことができます。

2　お申込みが完了した時点で、当社と契約者との間には、WEB 申込フォームで選択した料金プランの本アプリ利用にかかる有償契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第2条　（利用許諾）

1　当社は、契約者より第 4 条第 1 項に定める金銭の支払いがあった後、遅滞なく、本アプリ等を利用するために必要な ID 及びパスワードを契約者に付与するものとします。

2　契約者は、自らが所有等する iPhone や iPad 等の機器（以下「自己所有等機器」といいます。）に本アプリをインストールする方法、又は次条の定めに従い、当社からレンタル機器の貸与を受ける方法にて本アプリを利用するものとします。

3　契約者は、メールアドレス、支払方法等のアカウント情報を変更する場合、当社が別途定める方式に従い、当社に対して申請するものとします。

4　契約者は、当社に対し、当社が別途定める方式で連絡することにより、アカウントの追加を申し込むことができます。なお、第 4 条第 2 項の定めは、契約者がアカウントを追加することにより追加利用料が発生する場合にも準用されるものとし、契約者は、当社に対し、同項の定めに従い、当該追加利用料を前払いします。

5　本アプリ等の利用開始日については、以下の各号の定めるとおりとします。

(1) 新規契約時

WEB 申込フォームで契約者が指定した利用開始月とします。ただし、当社と契約者が別途合意した場合は当該合意に従うものとします。

(2) アカウント追加時

同上。

第3条　（レンタル機器）

1　契約者は、当社からレンタル機器の貸与を希望する場合（既に別のレンタル機器を利用しており、さらに借り受けるレンタル機器の台数を増やす場合及び減らす場合を含みます。）には、当社が別途定める方式に従い、その旨を当社に通知するものとします。なお、第 4 条第 2 項の定めは、レンタル機器の台数を増やす場合について準用されるものとし、契約者は、当社に対し、同項の定めに従い、当該増加にかかる初回分利用料を前払いします。

2　前項の通知にかかるレンタル機器の引渡し及び返却は、以下の定めに従うものとします。
⑴　初回レンタルの場合
当社は、契約者に対し、第４条第１項に定める金銭の支払いがあった日が属する月の翌月１日までにレンタル機器を引き渡します。ただし、当社と別途合意した場合は当該合意に従うものとします。
⑵　レンタル機器の台数を増やす場合
同上。
⑶　レンタル機器の台数を減らす場合
当該機器のレンタルは、前項による通知があった日の翌月末日をもって終了します。契約者は、当社に対し、同日までにレンタル機器を返却するものとします。なお、同日までにレンタル機器が当社に返却されていない場合には実際に当社に返却された日の属する月の末日まで、第 8 条 3 項の定めに従い、延滞利用料が発生するものとします。
3　契約者に貸与するレンタル機器については、当社が指定するものとします。
4　契約者は、レンタル機器を受領後、直ちに、レンタル機器の物理的欠陥の有無及び本アプリの動作に不具合の有無を検査するものとします。レンタル機器に物理的欠陥又は不具合が発見された場合、契約者は、レンタル機器を受領後５営業日以内に当社に対してレンタル機器の交換を申し出なければなりません。なお、レンタル機器が原因で本アプリの動作に支障が生じていると認めた場合のみ、レンタル機器の交換を行うものとします。
5　契約者がレンタル機器を受領後５営業日以内に交換の申し出をしなかった場合には、レンタル機器に不具合は存在していないものとみなします。
6　契約者は、レンタル機器を滅失又は毀損した場合には、直ちに、当社に通知するものとし、その後の手続きは当社の指示に従うものとします。
7　契約者の責めに帰すべき事由又は契約者がレンタル機器を利用させる第三者の責めに帰すべき事由によって、レンタル機器が滅失又は毀損した場合、契約者は当社に対し、次に定める場合に応じて、損害を賠償するものとします。ただし、レンタル機器が毀損した場合において、当社が修理は不可能な状態と判断した場合は、レンタル機器が滅失したものとします。
(1) レンタル機器が滅失した場合
レンタル機器の再購入代金（購入業者については当社が指定します。）
(2) レンタル機器が毀損した場合
レンタル機器の修理代金（修理業者については当社が指定します。）
8　契約者の責めに帰すべき事由によってレンタル機器が滅失又は毀損した場合であっても、契約者は、次条第４項に基づいて、本アプリ利用料及びレンタル機器利用料を支払うものとします。
9　契約者は、レンタル機器を滅失又は毀損した場合、当社に対して、レンタル機器の代替機器を請求することはできません。ただし、契約者が本条７項に定める損害を賠償した場合には、当社は契約者に対し、代替機器を提供することができます。

第4条　（対価）
1　契約者は、本サービスの利用及びレンタル機器の利用の対価として、当社に対して、WEB申込フォームにおいて契約者が選択した料金プランに応じて、下記表に規定する金額（表記価格は全て税抜き表示です。）をお支払いいただきます。なお、複数のレンタル機器が存する場合は１台あたりのレンタル機器利用料に台数を乗じた金額をレンタル機器利用料とします。また、契約申込み前に当社と本アプリ利用料（WEB 版を利用する場合は、当該利用料を含みます。以下、本契約において同様とします。）について合意している場合、当

該合意金額が適用されるものとします。

	PlanA	PlanB	PlanC	PlanD
利用料金	（年払い）120,000 円 （月払い）12,000 円	（年間）600,000 円	（年間）3,600,000 円	当社及び契約者が別途協議のうえ決定します
WEB 版利用料金（オプション）		600,000 円 利用を希望する場合のみ料金が発生します	0 円 ※年間利用料金に含みます	
レンタル機器月額利用料	当社が事前に提示した見積書に基づきます。			

2　契約者は、本アプリの利用開始日までに、本アプリの利用料金を、WEB 申込フォームにおいて契約者が選択した支払方法又は当社と合意した方法（請求書払いの場合は、当社の指定する銀行口座に送金する方法。以下「本支払方法」といいます。）で支払うものとし、契約者がレンタル機器の貸与を受ける場合には、以下に定める初回分のレンタル機器利用料も併せてお支払いいただきます。送金手数料については契約者が負担するものとします。なお、別途当社と合意した場合を除き、本アプリ利用料及びレンタル機器利用料については日割計算は行いません。

【レンタル機器利用料の初回分】

申し込みの際に当社と協議のうえ決定した、レンタル機器の 1 カ月分の月額利用料、若しくはアプリ利用期間分のレンタル機器の月額利用料（ただし、別途合意により初回分の支払額を取り決めた場合は当該金額）

3　契約者は、レンタル機器利用料を月額支払いする場合、前項の利用開始日の翌月以降のレンタル機器利用料について、以下の各号の定めに従いお支払いいただきます。

(1) 請求書払い（銀行振込）の場合

利用する月の前月の 25 日（25 日が銀行の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、レンタル機器利用料をお支払いいただきます。送金手数料については契約者にご負担いただきます。

(2) クレジットカード払いの場合

原則として、前号と同様としますが、支払日（課金日）については、初回課金日の当日とします。ただし、クレジットカード会社の規約その他の事由により支払日（課金日）が変更されることがあり、契約者は予めこれを承諾します。

(3) 前 2 号以外の場合

原則として第 1 号と同様とし、支払方法を提供する業者の規約、及び、当社と契約者が合意した条件に従うものとします。

4　当社は、契約者が本アプリ等の利用をすることができなくなった場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、本アプリ利用料を返金しないものとします。なお、レンタル機器を利用している場合におけるレンタル機器利用料についても同様とします。

第5条　（利用期間）

1　本アプリ等の利用期間は、利用開始日から 1 年間とします。ただし、当社が定める方法により期間満了 30 日前までに当社又は契約者から別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了日の翌日からさらに 1 年間、同じ条件で自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2　前項の規定にかかわらず、契約者が PlanA の月払いを選択した場合には、本アプリ等の利

用期間は利用開始日から1カ月とします。なお、当社が定める方法により各月の利用終了日の5営業日前までに契約者から別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了日の翌日からさらに1カ月、同じ条件で自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第6条　（禁止事項）

1　契約者は、本アプリ等の利用及びレンタル機器に関して、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 当社から提供される ID 又はパスワードを当社の事前の承諾なく、第三者に開示する行為

(2) 自己所有等機器又はレンタル機器以外を用いて本アプリ等を利用する行為

(3) 本サービスを無断で複製、改変、翻案、又は他のソフトウェアと結合等する行為

(4) 本サービスのソースコード、アルゴリズム、ノウハウ等を解読又は抽出する目的で、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の解析行為を行うこと

(5) 本サービスに施されたセキュリティ機構又は技術的保護手段（アクセスコントロールやコピーガード等）を回避、無効化、又は改変する行為

(6) 当社の事前の書面による承諾なく、本サービスに対する負荷テスト、ペネトレーションテスト、又は脆弱性スキャン等のセキュリティテストを行う行為

2　当社は、契約者が前項に掲げる行為のいずれかを行ったと認めた場合又は本契約のいずれかの規定に反したと認めた場合、事前に契約者に通知することなく、契約者の本アプリ等の利用の一時停止、中止、又はその他の当社が必要と判断する措置を取ることができるものとします。

第7条　（知的財産権の帰属）

1　本サービスの利用に伴い生成、作成された成果物（以下「本成果物」という）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の知的財産権は、発生と同時に契約者に帰属する。

2　前項の規定にかかわらず、本サービスに元々組み込まれていたプログラム、テンプレート、デザイン、アルゴリズム等（以下「既存知的財産」という）に関する権利は、引き続き当社に帰属するものとする。

3　当社は契約者に対し、本成果物を本来の目的の範囲内で利用するために必要な限度において、前項の既存知的財産の利用を無償で許諾するものとする。

第8条　（本契約の解除）

1　当社は、契約者に次の各号の事由の一が生じたときは何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。

(1) 本契約又は本アプリの利用規約に違反したとき（当該違反が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときも含みます。）

(2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

(4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手について、一度でも不渡処分を受けたとき

(5) 監督官庁より事業停止又は事業免許若しくは事業登録の取消処分等を受けたとき

(6) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

(7) その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困

難な事情が生じたとき

2　前項の場合、契約者は当社が被った損害の一切を賠償するものとします。

第9条　（本契約の終了）

1　契約者は、当社に対し、書面その他当社が指定する方法（以下「書面等」といいます。）をもって通知することにより、当社が通知を受領した日の翌月末日をもって、本契約を終了することができるものとします。

2　本契約が終了した日の翌日以降、当社は、契約者が本アプリ等の利用を継続することができないように、技術的な措置を行うことができるものとします。

3　契約者は、当社の指示に従い、本契約の終了日までに当社に到達するように、レンタル機器を当社に返却しなければなりません。当社が事前に書面等で承諾した場合を除き、契約者から本契約終了日までにレンタル機器の返却がない場合には、契約者は契約終了日の翌日から当社がレンタル機器を受領した日までの間、日割計算により算定したレンタル機器利用料相当額の 1.5 倍の延滞利用料（ただし、その累計額は、当該レンタル機器の再購入代金を上限とします。具体的な金額は、当社が指定する購入業者で購入した場合に要する代金額として当社が定めます。）を支払う義務を負うものとします。なお、送金手数料については契約者が負担するものとします。

4　当社は契約者からレンタル機器の返却を受けた後、速やかにレンタル機器が滅失又は毀損の有無について確認をするものとします。なお、返却を受けたレンタル機器が滅失又は毀損していた場合には、契約者の責めに帰すべき事由によって生じたものとみなします。

5　当社は、本契約が終了した場合（契約者が支払いを完了している料金に対応する期間が経過する前に、本契約が終了し、又は、アカウント削除若しくはレンタル機器の返却がされた場合を含みます。）には、理由の如何を問わず、契約者が当社に対して支払った本アプリ利用料及びレンタル機器利用料について契約者に対する返還義務を負わないものとします。

第10条　（秘密情報の取り扱い）

契約者は、本アプリ等利用のため当社より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、当社から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

⑴　秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
⑵　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
⑶　相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
⑷　本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

第11条　（反社会的勢力の排除）

1　契約者は、当社に対し、契約者又は契約者の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び暴力団員等と次に掲げる関係のいずれも有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団員等によって、契約者の経営が支配されていると認められる関係
(2) 暴力団員等が、契約者の経営に実質的に関与していると認められる関係
(3) 契約者が、契約者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係

(4) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
(5) 契約者の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

2 契約者は、自らが、又は第三者を利用して、何人に対しても、次に掲げる行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為
(5) 前各号に類する行為

3 契約者が第１項の表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前二項で確約した事項に反した場合、当社は何らの催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第12条 （規約の変更）

1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとします。
⑴ 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
⑵ 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 1 カ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を、当社が適当と判断する方法により周知します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第13条 （権利義務の譲渡禁止）

1 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく 権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

2 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第14条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項の全部又は一部以外の本契約の条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第15条 （準拠法及び管轄裁判所）

1 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2　本規約に関して紛争が発生した場合には、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 （協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項について解釈上疑義の生じた事項については、当事者間で誠実に協議の上、決定します。

2023 年 10 月 1 日制定
2024 年 4 月 12 日改定
2024 年 7 月 1 日改定
2025 年 3 月 14 日改定
2026 年 11 月 11 日改定